

大分県報

令和七年
第六一九号
六月二十四日

（火曜日）

目次

告示

青少年に有害な興行の指定……………一
保安林の指定の解除（三件）……………一
選挙管理委員会告示
病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………二

○告示

大分県告示第二百八十六号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和七年六月二十四日

大分県知事

佐藤 樹一郎

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令七・六・六	映画	変態の季節 恍惚のいぶき	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	女教師㊟教えてあげる	新東宝映画	〃
〃	〃	美麗お姉さん 痴情愛情七変化	オーピー映画	〃

大分県告示第二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和七年六月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- （一）解除に係る保安林の所在場所
国東市国東町小原字ヲハカ二七二六番
保安林として指定された目的
風害の防備
- （二）解除の理由
指定理由の消滅
- （一）解除に係る保安林の所在場所
国東市国東町小原字ヲハカ二七二六番
保安林として指定された目的
公衆の保健
- （二）解除の理由
指定理由の消滅

大分県告示第二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和七年六月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 解除に係る保安林の所在場所
国東市国見町赤根字塔ノ本一二六〇番五（次の図に示す部分に限る。）、「字一円坊一二九〇番二、一二九〇番五（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和七年六月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 解除に係る保安林の所在場所

国東市国見町赤根字中ノ迫一八一〇番三、一八〇九番三・一八一一番二・一八一一番一

〇・一八一一番一一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十一号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十四日

大分県選挙管理委員会委員長 千野 博之

四 指定老人ホーム中

「ケアホーム偕楽園」を 南荘園町二五」を

「ケアホーム偕楽園」を 南荘園町四―三六」に、

「社会福祉法人宇水会特別養護老人ホーム宇水園」を 大字辛島二九九―二

「社会福祉法人宇水会特別養護老人ホーム宇水園」を 大字辛島二九九―二

「社会福祉法人宇水会特別養護老人ホーム宇水園」を 大字辛島二九九―二

「社会福祉法人宇水会特別養護老人ホーム宇水園」を 大字辛島二九九―二

「社会福祉法人宇水会特別養護老人ホーム宇水園」を 大字辛島二九九―二

「社会福祉法人宇水会特別養護老人ホーム宇水園」を 大字辛島二九九―二

「社会福祉法人宇水会特別養護老人ホーム宇水園」を 大字辛島二九九―二

「社会福祉法人宇水会特別養護老人ホーム宇水園」を 大字辛島二九九―二

「社会福祉法人宇水会特別養護老人ホーム宇水園」を 大字辛島二九九―二

「社会福祉法人宇水会特別養護老人ホーム宇水園」を 大字辛島二九九―二